

足立区立青井保育園の管理運営に関する基本協定書（案）

足立区教育委員会（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、足立区における保育の利用等に関する条例（平成23年足立区条例第4号。以下「条例」という。）第25条第1項に基づき、乙を指定管理者として、足立区立青井保育園（以下「本施設」という。）の管理運営業務（以下「管理運営業務」という。）を甲が乙に行わせるにあたり、足立区における保育の利用等に関する条例施行規則（平成23年足立区教育委員会規則第6号。以下「規則」という。）第34条の規定に基づき、本施設の管理運営に係る基本協定（以下「協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、次条の規定による期間（以下「指定期間」という。）の本施設の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 甲及び乙は、この協定に定めるもののほか、この協定に添付される仕様書（以下「仕様書」という。）、各年度における年度協定書（以下「年度協定」という。）及び必要に応じ甲乙間で別途締結する本施設の管理運営に関する合意書その他の書面並びに乙が甲に提出し甲の承認を受けた事業計画書、改善計画書等（以下、これらを総称して「本協定等」という。）に従い信義に従って誠実に履行しなければならない。

（指定期間）

第2条 指定期間は、令和9年4月1日から令和19年3月31日までとする。ただし、甲が乙の指定管理者の指定を取り消した場合は、本協定も失効するものとする。

2 管理運営業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
3 第1項にかかわらず、第1項の期間満了により本協定が終了した場合、又は甲が乙の指定管理者の指定を取り消した場合でも、本条、第14条、第16条、第17条、第18条、第19条の2、第21条第3項及び第4項、第21条の2第3項及び第4項、第22条第2項から第4項、第22条の2第3項から第5項、第23条、第24条、第25条、第25条の2、第25条の4、第28条第3項、第29条第2項、第30条並びに第31条の2の規定は有効に存続する。

（管理運営を行う施設等）

第3条 本施設の概要は次のとおりとする。

- (1) 名称 足立区立青井保育園
- (2) 所在地 足立区青井三丁目24番2-101号
- (3) 建物概要 鉄筋コンクリート造9階建の1階部分（都住併設）
 - 保育園部分、建物 680.12m²
 - 総面積 1636.07m² ※別紙第3号様式及び図面参照
- (4) 認可定員
 - 0歳児9人、1歳児13人、2歳児20人、3歳児20人、
 - 4歳児・5歳児40人、合計102人

(開所時間)

第4条 本施設の開所時間及び休業日は、仕様書で定めるとおりとする。

(管理運営業務の内容)

第5条 甲は、条例第25条第1項の規定に基づき、次に掲げる業務を乙に行わせるものとする。

(1) 保育事業（次号の特別保育事業を除く。）の実施に係る業務。ただし、保育の利用の承諾、不承諾、取消し、停止及び変更並びに保育の利用に係る費用の徴収等の足立区長及び甲の権限に属するものを除く。

(2) 条例第11条第1項各号に規定する次に掲げる特別保育事業の実施に係る業務

ア 延長保育

月曜日から土曜日まで 午前7時00分から午前7時30分まで

同 午後6時30分から午後8時30分まで

イ 産休明け保育（生後57日目からの受入れ）

ウ 年末保育（12月29日及び30日。ただし、その日が日曜日である場合を除く。）

(3) 施設の維持管理に関する業務

(4) 前3号に規定するもののほか、次に掲げる事業

ア 発達支援児保育

イ 乳幼児すこやか相談

(5) その他、甲が必要と認める業務

2 前項の管理運営業務の詳細は、本協定等において定めるものとする。

(法令等の遵守等)

第6条 乙は、従業員の労働条件及び給与の決定をはじめ、管理運営業務の遂行に当たっては、条例のほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、障がい者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）、足立区公契約条例（平成25年足立区条例第47号）及び別紙「公契約約款特約条項（指定管理協定）」その他関係法令（国・都の通知を含む。）を遵守しなければならない。

2 乙は、従事者の賃金等の債務の履行を遅延したときには、甲の求めに応じて事情を報告しなければならない。

(公益通報制度)

第7条 甲は、乙が雇用する従業員等から乙の法令違反の事実や賃金等債務履行の遅延等の通報を受けたときは、乙に事情の報告を求め、又は実地を調査し、改善の勧告その他の甲が必要と認める措置を講じができるものとし、乙は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(自主事業)

第8条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ、管理運営業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、乙の自主財源を確保するための事業（以下「自主事業」という。）を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、甲に対して自主事業の内容を記載した事業計画書を提出し、事前に甲の書面による承諾を得なければならない。

3 乙は、前項の承諾を得た場合は、事業計画書に基づき自主事業を実施しなければならない。

(職員の配置)

第9条 乙は、入所児童数に応じて、甲の定める職員配置補助基準（足立区保育扶助要綱）以上の職員を配置するものとする。

2 乙は、この協定締結後、速やかに職員を確保し、その氏名、職種、資格、年齢等について書面により甲に通知するものとする。また、その通知の内容を変更する場合も同様とする。

(職員倫理)

第9条の2 乙は、本協定の基づく管理運営業務に従事する職員に対し、足立区職員のドレスコード及び足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例（平成9年足立区条例第25号）等の足立区条例に定める禁止行為を遵守させなければならない。

(第三者評価の受審)

第10条 乙は、東京都福祉サービス評価推進機構の認証した評価機関による第三者評価を3年間は毎年受審し、結果を公表するよう努めなければならない。それ以降も、第三者評価の受審に努めるものとする。

(事業計画書の提出)

第11条 乙は、毎年度、甲が指定する期日までに、区の様式に基づく事業計画書及び収支計画書（以下、総称して「事業計画書」という。）を提出し、甲の承認を得なければならない。

2 前項の承認後であっても、乙は、甲と協議のうえ、甲の承認を得たときは、業務計画書の内容を変更することができる。

(管理経費)

第12条 甲は、指定期間中の本施設の管理運営に必要な経費（以下「管理経費」という。）を乙に支払うものとする。

2 各年度の管理経費の額、支払時期及び支払方法等の管理経費の詳細は、甲乙間で別途締結する年度協定に定めるものとする。

3 乙は、管理運営業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、管理運営業務に固有の銀行口座を開設し、管理経費を当該口座で分別管理しなければならない。

(利用料金)

第13条 条例第11条第1項各号に規定する特別保育を行うときは、条例第29条の規定に基づき、乙は利用者から利用料金を徴収し、乙の収入とすることができる。

2 乙は、足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例（平成27年足立区条例第37号）別表第5に定める額の範囲内において、あらかじめ甲の承認を受け、利用料金の額を定めるものとする。

3 乙は、甲との協議を経て、利用料金の減免について定めるものとする。

(参加料・受講料等の徴収)

第13条の2 乙は自主事業の実施に係る参加料・受講料等を利用者から徴収し、乙の収入とすることができます。

2 前項にかかわらず、乙は、本施設の管理運営にあたり発生することが想定される費用（教材費、体操着購入費を含むがこれらに限られない。）については、利用者から徴収してはならない。

(秘密の保持)

第14条 乙は、管理運営業務を行うに当たり、条例第30条第2項並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定のほか、別紙の記載事項を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮しなければならない。

2 当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は、自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

(財産の管理等)

第15条 乙は、本施設の建物、施設、設備、什器、備品その他管理運営業務に係る財産を別表に定める足立区立青井保育園施設管理基準（以下「管理基準」という。）によるほか、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 甲が年度協定書に基づき乙に支払う管理経費から乙が物品を購入した場合は、購入後の物品は、甲の所有に帰属するものとする。

3 乙は、本施設の財産を本施設の管理運営業務以外の目的で使用してはならない。ただし、甲の事前の書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

4 乙は、甲が定める財産台帳及び物品管理簿を備えて、本施設の財産を管理し、購入、廃棄、保管状況等の甲が必要と認める事項について、甲に報告しなければならない。

5 乙は、施設の鍵について、甲が別途定める鍵管理マニュアルを遵守し、貸出及び保管等の管理を徹底しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第16条 乙は、毎年度終了後、乙が実施する評議員会等における決算確定後速やかに次の各号に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、第18条第3項、第22条第1項又は第22条の2第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して45日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理運営業務の実施状況

(2) 管理経費の収支状況

(3) 利用料金の収入実績

(4) その他甲が必要と認める事項

2 乙は、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならないものとし、乙は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

3 甲は、甲が提出した第1項の報告書を点検し、必要があると認めるときは、乙に 対するヒアリング、実地調査その他必要な調査を行うことができるものとし、乙は、 正当な理由なくこれを拒んではならない。

(経営状況の把握)

第17条 乙は、甲に対し、前条に規定する事業報告書のほか、甲が指定する期日までに、前年度の財務状況報告書を提出しなければならない。

2 甲は、甲が提出した財務状況報告書を点検し、必要があると認めるときは、乙に 対するヒアリング、実地調査その他必要な調査を行うことができるものとし、乙は、 正当な理由なくこれを拒んではならない。

(管理運営業務の調査等)

第18条 甲は、毎年度終了後、甲が指定する期日までに、甲が別に定める評価シート等に前年度の管理運営業務について自己評価を記入し、甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙より前項の自己評価が提出された後、足立区子ども施設指定管理者評価委員会条例第1条に基づき設置された足立区子ども施設指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）による評価の結果を受け、毎年度の業務評価を決定する。この場合において、乙は、評価に関連する資料の提出、説明及び評価委員会への出席その他甲が必要と認める対応をしなければならない。

3 甲及び評価委員会は、評価委員会による評価を行うにあたり、必要があると認めるときは、乙に対するヒアリング、実地調査その他必要な調査を行うことができるものとし、乙は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

4 甲は、第2項に規定する評価委員会の業務評価を踏まえて必要と認めるときは、乙に対し業務改善を指導する。

5 甲は、第2項に規定する評価委員会の業務評価について、足立区議会に報告のうえ、甲のホームページにおいて公表することがある。

6 乙は、甲が第3項の調査に基づき指示し、又は第4項に基づき業務改善を求めた事項について、速やかに書面により当該事項の改善等の状況を報告しなければならない。

(原状変更)

第19条 乙は、本施設の建物、施設、什器、備品等の原状を変更しようとするときは、甲の事前の書面による承諾を得なければならない。

(施設の維持補修等)

第19条の2 本施設の維持補修等及び備品の取得は、年度協定書に定める場合を除き、甲乙協議のうえで費用負担を決定するものとする。

(事故・事件報告等)

第20条 乙は、本施設の管理運営業務の遂行に関連して、事故・事件が発生したときは、甲に対し、甲が毎年度通知する方法に従って、直ちに事故発生の事実及び対応状況を口頭により報告したうえで、その後も、甲の指示に従って当該事件・事故に関する対応を行わなければならない。

2 乙は、事故の初動対応後直ちに、事故の発生状況、原因、再発防止策等を記載した事故報告書を甲に提出し、適切に事故対応及び再発防止策を行わなければならぬ。

(乙による指定の取消しの申出)

第21条 乙は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、甲に対して書面により通知したうえで、指定の取消しを申し出ることができるものとする。

(1) 甲が甲の責に帰する理由により本協定若しくは年度協定に定める事項を履行しないとき又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 甲が、本基本協定及び年度協定又は関係法令等の条項に違反し、かつ、乙が相当の期間を定めて催告しても、当該違反の状態が解消されないとき。

(3) 乙が、不可抗力に起因する障害の発生により、管理運営業務の継続等が困難と判断したとき。

2 甲は、乙の前項の申出が前項各号に該当すると認めるときは、乙の指定を取り消すことができる。

3 前項の規定により甲が指定管理者の指定を取り消したときは、乙は、既に受領した管理経費を甲に返還しなければならない。ただし、指定期間の中途において指定の取消しをしたときは、甲において、指定の取消時までの乙の管理運営業務の履行状況を確認のうえ、甲が返還金の額を算出するものとする。

4 第2項の規定による指定の取消しによって乙に発生した損害・損失のうち、甲は、甲が負担することにつき合理性が認められるものに限り負担するものとする。

5 乙は、第1項に定める場合を除き、指定の取消しの申出をすることができない。
(不可抗力による指定の取消し)

第21条の2 甲は、不可抗力（天災等外部から生じたもので、甲及び乙が通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしてもなお防止し得ないものをいう。以下同じ。）による事件及び事故の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、乙に対して指定取消しの協議を求めるものとする。

2 協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は指定を取り消すものとする。

3 前項の規定により甲が指定管理者の指定を取り消したときは、乙は、既に受領した管理経費を甲に返還しなければならない。ただし、指定期間の中途において指定の取消しをしたときは、甲において、指定の取消時までの乙の管理運営業務の履行状況を確認のうえ、甲が返還金の額を算出するものとする。

4 第2項における取消しによって、乙に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

(指定の取消し等)

第22条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するとき、その他乙の責めに帰すべき事由により乙による管理運営を継続することが適当でないと甲が認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部若しくは一部の停止（以下「取消し等」という。）を命ずることができる。

(1) 関係法令、条例、規則又はこの協定の条項に違反したとき。

(2) 管理運営業務を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき。

(3) 前条の規定によらずに協定の解除を申し出たとき。

(4) 公募要項に定める応募資格を有しなくなったとき、又は公募時において応募資格を有していなかったことが判明したとき。

- (5) 評価委員会による評価結果が2度C評価となったとき。または、1度C評価となった場合に実施する財務状況調査において評価点1点の項目があったとき若しくは総合評価がDであったとき。
- (5の2) 甲が第18条第4項に基づく業務改善指導を行ったにもかかわらず、一定期間を経てもなお、乙に改善が見られないとき。
- (6) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき若しくは手形交換所から警告若しくは不渡り処分を受けたとき又は電子記録債権が支払不能となったとき。
- (7) 信用資力の著しい低下があったとき又は信用資力に影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき。
- (8) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行又は競売の申立て若しくは公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (9) 破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てを受けたとき。
- (10) 解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をしたとき。
- (11) 株主構成、役員等の変動等により会社の実質的支配関係が変化し、従前の会社との同一性がなくなったとき。
- (12) 監督官庁から営業の取消し、停止等の処分を受けたとき。
- (13) 代表者が刑事上の訴追を受けたとき又はその所在が不明となったとき。
- (14) その他甲の勧告その他の指示に従わないとき。

- 2 前項の規定により甲が指定管理者の指定を取り消したときは、乙は、既に受領した管理経費を甲に返還しなければならない。ただし、指定期間の中途において指定の取消しをしたときは、甲乙協議して返還金の額を算出するものとする。
- 3 第1項の規定により指定の取消し等を命じた場合において、乙に損害が生じても、甲はその賠償の責を負わない。
- 4 乙は、第1項の規定により指定を取り消された場合において、甲に損害が生じたときはこれを賠償しなければならない。

(暴力団等反社会的団体排除に関する甲による指定の取消権)

第22条の2 甲は、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成団体全てを指す。以下この条項において同じ。）が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。この場合には、乙に対し何らの催告を要しないものとする。

- (1) ア 乙又は乙の役員等（役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下本条において同じ。）若しくはその使用人が、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）であるとき、又は暴力団員が乙の経営に実質的に関与していると認められるとき。
- イ 乙又は乙の役員等が、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に定める無差別大量殺人を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体の構成員及び関係者であるとき。
- ウ 乙又は乙の役員等が、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他

の団体の構成員及び関係者であるとき。

- (2) 乙又は乙の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的団体（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する団体、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に定める無差別大量殺人を行った団体をいう。以下同じ。）の威力又は関係者を利用するなどしているとき。
 - (3) 乙又は乙の役員等が、反社会的団体の関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に反社会的団体の維持、運営等に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4) 乙又は乙の役員等が、反社会的団体又はその関係者との交際や会合に同席するなど社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (5) 反社会的団体又はその関係者であることを知りながらこれを利用したり、実際には反社会的団体と関係ないがその威を借りるために反社会的団体の名を騙るなどしているとき。
 - (6) 乙が第三者と委託、請負又は資材、原材料の購入契約その他の契約を締結するに当たり、当該第三者が本項第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 乙が、本項第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託し又は請け負わせ、資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（本項第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わないとき。
- 2 前項第1号から第6号までに該当するおそれがあると認めるとときは、乙は、甲が乙、乙の役員等及びその使用人の個人情報について、警視庁等に対して情報提供又は照会することに関して同意するものとする。
- 3 第1項の規定により甲が指定管理者の指定を取り消したときは、乙は、既に受領した管理経費を甲に返還しなければならない。ただし、指定期間の中途において指定の取消しをしたときは、甲において、指定の取消時までの乙の管理運営業務の履行状況を確認のうえ、甲が返還金の額を算出するものとする。
- 4 第1項の規定により甲が乙の指定管理者の指定を取り消した場合において、乙に損害が生じても、甲はその賠償その他一切の責任を負わない。
- 5 乙は、第1項の規定により指定を取り消された場合において、甲に損害が生じたときはこれを賠償しなければならない。

(原状回復義務)

第23条 乙は、指定管理業務の遂行にあたり乙の責に帰すべき事由により本施設、設備、什器、備品等を滅失し、若しくは毀損したとき並びにその指定期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、本施設、設備、什器、備品等を速やかに原状に復さなければならない。ただし、甲の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

(損害の賠償)

第24条 乙は、管理運営業務の遂行に当たり、乙の責めに帰すべき事由により甲又

は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

- 2 乙が管理運営業務の遂行に当たり、乙の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合であって、甲が乙に代わって第三者に対しその損害を賠償した場合、甲は、乙に対して、第三者に対する賠償金額及び賠償に伴い支出した費用等を求償することができる。
- 3 乙は、甲が第18条第3項、第22条第1項若しくは第22条の2第1項の規定により指定を取り消され、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において甲に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 4 天災等の不可抗力により甲、乙又は第三者に損害又は損失が発生した場合、乙は甲に対し、遅滞なく、その内容や程度の詳細について書面をもって通知するものとし、損害又は損失にかかる費用の負担については甲乙協議のうえで決定する。ただし、乙が付保した保険により補填される金額相当分について、甲は負担しない。
- 5 甲は、入所児童全員を日本スポーツ振興センター災害共済（以下「共済」という。）に加入させるものとし、乙は、共済に関わる事務手続等について甲に協力しなければならない。

（保険加入）

第24条の2 乙は、管理運営業務を遂行するにあたり、事故等に対応するため、火災保険等に加入しなければならない。

- 2 乙は、甲に対し、前項の規定により加入した保険の内容を証する書類の写しを提出しなければならない。また、加入した保険の変更・解約等があった場合も、速やかに甲に対しその旨報告するとともに、その内容を証する書類の写しを提出しなければならない。

（物品の損傷）

第25条 乙は、故意又は過失により、本施設、設備、什器、備品等を損傷し、又は滅失したときは、これらを弁償するとともに、それによって甲に生じた損害を甲に賠償しなければならない。

（不可抗力発生時の対応）

第25条の2 不可抗力による事件及び事故が発生した場合、乙は、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。そのうえで、その影響を早期に除去すべく早急に対応措置を取り、不可抗力により発生する損害・損失及び費用を最小限にするよう努めなければならない。

（不可抗力によって発生した費用等の負担）

第25条の3 不可抗力による事件・事故等の発生に起因して乙に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細について記載した書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況等の確認を行ったうえで、前項の損害・損失の程度の判定及び前項の増加費用の算定を行い、乙と協議のうえ、甲の負担割合を決定するものとする。ただし、乙が付保した保険により補填される金額相当分については、甲の負担部分から控除するものとする。
- 3 不可抗力による事件・事故等の発生に起因して甲に損害・損失や増加費用が発生した場合、乙が付保した保険により補填されるものを除き、当該費用等については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第25条の4 乙は、不可抗力による事件・事故の発生等により運営業務の全部又は一部の実施ができなくなったと甲及び乙が認めたときは、乙は、その限度において、本協定に定める義務を免れるものとする。

- 2 前項の場合、乙が免れる義務に係る指定管理料として甲及び乙が定めた金額を、当該年度の管理経費から減額する。ただし、乙は、減額前に当該年度の減額前の管理経費の全額の支払を受けた場合は、甲に減額分と同額の金銭を返還するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第26条 乙は、第15条第6項に基づく物品の所有権移転を除くほか、本協定上の地位又は本協定によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、若しくは権利を担保に供してはならない。

(不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供)

第27条 乙は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第1項の規定に基づく「足立区における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要項」（平成28年5月6日福祉部長決定）第5条に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び第6条に規定する合理的配慮の提供について留意することとする。

(情報の公開)

第27条の2 乙は、乙の基本方針や財務状況等について、足立区情報公開条例第21条に定める必要な措置を講じ、情報の公開に努めるものとする。

(第三者による実施)

第28条 乙は、管理運営業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、乙が甲に対し、事前に次に掲げる事項を通知したうえで甲の書面による承諾を受けたときは、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

- (1) 当該第三者の名称又は商号及び住所
- (2) 当該第三者に委託し、又は請け負わせる業務の内容及び範囲
- (3) 当該第三者に管理運営業務の一部を委託し、又は請け負わせる理由
- (4) その他甲が必要とする事項

- 2 前項ただし書きの規定により乙が管理運営業務の一部を第三者に実施させる場合、乙は、当該第三者から更に他の者に当該業務を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、当該第三者が当該業務を遂行するうえで必要やむを得ないと認める場合で、当該第三者が当該他の者に係る前項各号に定める事項を通知したうえで甲及び乙が事前に書面による承諾をしたときは、当該業務の全部又は一部を更に他の者に委託し、又は請け負わせることができる。

- 3 乙は、前2項の規定により管理運営業務の一部を第三者に委託し、若しくは請け負わせ、又は当該第三者が更に他の者に当該業務の全部若しくは一部を委託し、若しくは請け負わせる場合（以下、当該第三者及び当該他の者を総称して「業務実施者」という。）は、業務実施者に対し、本協定等と同等の義務を負わせ、業務実施者が本協定等を遵守して業務を行うよう管理監督するとともに、それらの業務に係る一切の行為に関して、乙が為したものとして甲に対して全ての責任を負い、業務

実施者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、全て乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

4 甲は、必要と認めるときは、業務実施者に関する情報を公開することができるものとし、乙は、第1項により業務実施者に本業務の一部を委託し、請け負わせる場合には、業務実施者に関する情報の公開について業務実施者の承諾を得るものとする。

5 乙は、足立区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱に基づく入札参加停止期間中の者又は足立区暴力団等反社会的団体排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者を本業務の一部の委託又は請負の業務実施者としてはならない。

6 乙は、業務実施者が第22条の2第1項各号のいずれかに該当することを知ったときは、直ちに甲に報告し、その指示に従い必要な措置を執らなければならない。
(業務内容の変更等)

第29条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ、第5条の業務の内容を変更し、又は一時中止することができるものとする。この場合、変更内容等の詳細は、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害又は損失を受けたときは、甲は乙に対し、合理的と認める範囲で損害又は損失を補償するものとし、その補償額は甲乙協議して定める。

(業務の引継ぎ等)

第30条 乙は、乙の本指定期間の終了までに（当該指定期間の終了後の期間に引き続き指定管理者として指定を受けた場合を除く。）、甲又は甲が指定するものに管理運営業務の引継ぎ等を行わなければならない。甲が乙の指定管理者の指定を取り消したときは、乙は、甲又は甲が指定する者に対し、直ちに管理運営業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者による本施設の視察その他の管理運営業務の引継ぎに必要な措置を講じることができるものとし、乙は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

3 第1項に基づき乙が行う引継ぎの内容、時期、方法等の詳細は、仕様書において定めるものとする。

(疑義等の解決)

第31条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

(専属的合意管轄)

第31条の2 本協定に係る一切の甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第32条 甲において指定管理者と締結する協定書の内容について全体的な見直しを行っていることに鑑み、甲、乙は、かかる見直しの内容を踏まえて基本協定書及び年度協定書の変更について協議することについて合意する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和9年3月 日

甲 東京都足立区中央本町一丁目17番1号

足立区教育委員会

教育長

印

乙

印